

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
第5回市場整備ワーキンググループ

日時 平成28年12月5日（月）09：56～12：03

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○曳野電力需給・流通政策室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会第5回市場整備ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。本日は秋元委員、安念委員、武田委員はご欠席とのご連絡をいただいております。

早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長をお願いいたします。

○横山座長

皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

本日はお手元の議事次第にございますように、まず、ベースロード電源市場についてご議論いただきます。あわせて、制度設計専門会合においても、グロスビディング等の新たな卸電力市場活性化策を検討しておりますので、ベースロード電源市場に関連する議題として、同会合におけます議論内容をご紹介いただきたいというふうに思います。そして最後に、今後の議論の進め方についてご議論いただきたいと思います。

資料の3、4を連続してご説明をいただきまして、それから、まとめてご議論いただくということにさせていただきます。

それでは、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席ください。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、これから議論に入りたいと思います。まず、資料3、ベースロード電源市場に関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○曳野電力需給・流通政策室長

では、お手元の資料3、ベースロード電源市場についてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。本日の議論ということですが、本ワーキング第1回目の議論の中で、小売競争をさらに活性化するためには、新電力に対してもベースロード電源へのアクセスを可能にする目的で、このベースロードの電源市場が新たに創設され、かつ実効的な

仕組みがあわせて措置されるということが重要であるという方向性は、共有されていると認識しております。

他方で、実効的な仕組みということにつきましては、具体的な内容についてまだ議論がされておきませんので、こちらについてご議論いただきたいと思っております。

本件につきましては、本来自由であるべき事業者の取引に対して、制度的に何らかの制約を課す場合には、公共の利益等にも留意しつつ、慎重に議論される必要があるといった声もあったところでございますので、これまでの議論を踏まえて、そうした実効的な仕組みのあり方についてご議論いただければと考えております。

次に2ページでございますが、これは第1回目の資料でご議論いただいた点でありますけれども、市場の商品として、例えば1年間といったような長い期間、あるいはより長い期間が適切ではないかというような議論もあったところでございますが、一定の電気を受け渡す標準化された商品として、取引所を通じて先渡し市場という形で位置づけるといったようなことが、第1回でご議論いただいたところであります。

また、市場といった意味では、より長期のところは今回のベースロード電源市場と、この下のところという赤く囲ったところでございますが、スポット市場というところでは、こちらの流動性を増すために今、監視等委員会のほうで、グロスビディングについて議論をいただいているところですので、こちらについてもあわせて後ほど、報告いただきたいと考えております。

3ページをごらんください。実効的な仕組みでございます。これまでの自主的な取り組みというものを通じて、旧一般電気事業者は自社で保有、あるいは調達している限界費用の高い余剰電源、すなわち、下の表でいきますとLNG等になりますけれども、こうした電源を中心に、卸電力取引所に投入してきたということになります。

他方で、余剰電源ということになりますと、基本的には、限界費用の安いベースロード電源については、自社の経済的・合理的な判断のもと、専らみずからで利用するということが現実であるというふうに考えられます。このため、自主的な取り組みの一環である電発電源、石炭火力等でございますけれども、この切り出しについては、あまり進んでこなかったということが実態でございます。

したがって、第1回の中で大橋委員などからご指摘いただきましたけれども、なぜ実効的にならないのかという意味でいえば、余剰電源の投入ということである以上は、なかなかベースロードの電源に対するアクセスというのは、自主的な取り組みでは限界もあるのではないかと、これまでさまざまところでの議論もございまして、そういう限界があるのではないかと。こうした中で、実効性の確保策としては、何らかの制度的な措置を講じて、旧一般電

気事業者等にベースロード電源の供出を求めていく必要があるのではないかと考えられるところ
でございます。

4ページは参考でございますが、電発電源の切り出しについてのこれまでの実績について、こ
れまでの資料を改めてつけているところでございます。

5ページをごらんください。この実効的な仕組みとしての基本的なコンセプトについて、記載
をしております。新電力がそのベースロード電源にアクセスすることを可能とするためには、旧
一般電気事業者等が保有するベースロード電源に関連する取引について、一定の制約を課す必要
があると考えられます。すなわち、現状は、発電事業者たる旧一般電気事業者等は、みずからの
小売事業者に対して電気の自社内取引等を行っているわけでございますけれども、これは取引の
自由というものに対して、一定の制約を課していく必要があると考えられます。

言いかえれば、2つ目のポツになりますが、実効的な仕組みとしては、ベースロード電源によ
り発電された電気の一部について、適正な価格で市場に供出するというのを求める必要がある
のではないかとということであります。

他方、今申し上げた話につきましては、旧一般電気事業者等にしてみれば、取引の自由に対す
る制約にかかわることになりますので、販売量・価格等に対する制約の程度というものは、財務
会計ワーキングで議論されている措置も含めて、あるいは公益上の必要性にも留意しながら、設
定される必要があるのではないかと考えられるところでもあります。

6ページにつきましては、この制度的措置の例として、フランスの例をつけてございます。価
格支配力の抑制や、卸・小売市場の活性化を志向している例でございますが、右側のARENH
と言われるフランスの措置になりますけれども、販売先については新規参入者ということござ
います。例えば価格については、固定費も込みで価格を販売することは認めているという形で、
コスト割れ販売については義務づけられていないと、あるいは量について上限があるといった中
で、さまざまなエネルギー関係の法令の中で、2011年の措置として、導入されているというこ
とでございます。

いずれにせよ、制度的な措置に基づいて何らか実施する場合には、財産権の侵害とならないよ
うな配慮というのは、必要ではないかと考えられるところでございます。

7ページにつきましては、前回の議論の中でご説明させていただいたことですので、中身は割
愛させていただきますが、相互の関係ということで、本ワーキンググループ及び財務会計ワーキ
ンググループの関係についても、配慮する必要があるのではないかとこの点でございます。

それから、8ページ及び9ページにつきましては、これまでのそうした関連するワーキンググ
ループでの委員のご意見、それから、昨年の廃炉会計ワーキンググループにおける負担と、それ

から、市場抛出の関係についての記載について、参考資料としてつけております。

次に、10ページをごらんください。本日ご議論いただきたい具体的な論点と、そこで8つほど列挙をさせていただいております。

まず、供出を求める事業者の類型として、まず、売り手としては、発電事業者、小売事業者、どちらなのかという点。

2点目として、制度的な供出を仮に求めるとするならば、この電源供出を求める事業者の基準をどう考えればいいのか、それから、買い手についてはどう考えればよいかという点であります。

3点目は、制度的に電源供出が求められる者が、その責務を履行するために、相対契約を見直す必要があると思いますが、とりわけ、その電源開発と旧一般電気事業者との間で締結された契約について、どのように考えるべきか。

4点目として、市場の供出量をどのように設定すべきか。

5点目として、価格の設定についてどのようにあるべきか。

6点目として、その他の制度との整合性を、どのように図るべきか。

7点目は、若干個別になりますけれども、沖縄の位置づけについてどのように考えるか。

8点目として、監視のあり方といったところが論点として、事務局として準備させていただいた点でございます。

次に、11ページをごらんください。個別の論点の1番目でございます。供出を求める事業者についてであります。供出を求める事業者といたしましては、旧一般電気事業者であった発電事業者としての立場、あるいは旧一般電気事業者であった小売電気事業者の2つが、候補として考えられるということでございます。こちらについては、現状の常時バックアップにおいては、原則発電事業者でありますけれども、小売事業者が常時バックアップの窓口となることも許容されているという現状がございます。

この点、そのベースロード電源を保有する主体というのは、発電事業者でございまして、発電コスト、あるいは運転状況等を具体的に把握しているということ、それから、新電力にとっては直接的な競争相手ではないということになります。

一方、小売については、一旦受け取った電源由来の電気を供出することだけになりますので、発電事業者にむしろ供出を求めるということが自然ではないかというふうに、事務局としては考えております。

この点、常時バックアップの場合は、前日段階で電気を実際にどの程度の量売り買いするかが決まりますけれども、ベースロード電源については、そのような前日段階での対応は必要がないといったようなことがある点についても、付言させていただきます。

それから、12ページをごらんください。市場取引の形態と市場参加者についての考え方でございます。この市場取引の形態については、売り手・買い手に複数の事業者の参加が認められるということ、それから、小規模を含む事業者間でのアクセス環境の公平性を確保する観点から、定期的にオークションを実施することを基軸として、検討してはどうかと考えられるところでございます。

一方で、売り手といたしましては、全事業者の参加は当然許容されるということかと思いますが、ベースロード電源の保有状況、あるいはエリアの卸供給における支配的な地位などに鑑みて、旧一般電気事業者のグループ及び電源開発に対しては、その電源の供出を制度的に求めるということとしてはどうかと考えられます。

その際、旧一般電気事業者グループについては、この下のイメージでいうとAとBという形で示しておりますけれども、現行の卸供給先であるみなし小売とのイコールフットィングという観点から、これはこの判断としてAとBが一体として、価格などを設定して供出すること自体は、許容されるのではないかと考えてございます。もちろん単独で出すこと自身も、事業者の判断ということかと思っておりますけれども、制度的にそれについて制限をかける必要はないのではないかと考えてございます。

他方で、買い手につきましては、今回の新電力に対するベースロード電源のアクセスの確保という市場創設目的に鑑みまして、新電力が優先的にこの電源にアクセスできるようにする必要があるのではないかと考えられます。ただし、旧一般電気事業者についても、他エリアでの小売競争においては、他の新電力と同等の条件で競争するということになるであろうことには、留意する必要があると考えられます。

なお、ここで申し上げた支配的な地位というのは、あくまでも現状そうなっているということでございますので、旧一般電気事業者だからという理由で、ここでご提案申し上げているわけではないということを付言させていただきます。

それから、具体的な供給事業者の基準ということで、制度的にこの供出を求める事業者についての一つの考え方として、13ページにまとめております。これは現行の常時バックアップとの整合性などに鑑みまして、例えば2つの要件を示したらどうかということで書いておりますが、1つは、全国規模で一定の発電規模以上の事業者に対して、例えば500万キロワット以上の最大出力を有する事業者に対して、制度的な対応を求めた場合には、下でいうと1から11番、旧一般電気事業者のうち、沖縄を除く事業者及び電源開発という11社でございます。東京電力は2社でございますので、11社ということになります。

それから、2番目として、①の要件に該当する事業者から3分の1以上の出資を受けている関

連する事業者というものも含まれる場合には、14番目以下の旧一般電気事業者の関連企業と関連事業者が入ってまいりますが、該当する事業者全体として見てみますと、沖縄電力を除く旧一般電気事業者グループと、それから電源開発株式会社となりまして、合計供給力が全体の約9割という形で右側、86%という形になってございます。

次に、論点の3番目でございます。14ページをごらんください。既存契約の見直しの関係でございます。この発電事業者が実際に、電源市場に対して電源の供出を行う責務を果たすためには、既存の相対契約を見直す必要があるというふうに考えられます。特にJ-POWER、電源開発の保有する電源の大部分については、もともと平成7年の発電部門での自由化の開始前に開発に着手しておりまして、その契約を締結した時点においては、卸電気事業者であった電源開発が一般電気事業者各社以外に電気を販売するという事は、そもそも制度上想定されていなかったというところでございます。

今日、小売の全面自由化、あるいは事業類型の見直しに伴いまして、そもそも卸規制自身が撤廃されているということでございますので、このような前提のもとで、過去と契約関係が同一に維持するという事に今、現状なっておりますけれども、今回の措置を講ずるに当たっては、整合性を確保する観点から、見直しが必要ではないかと考えられるわけでございます。

これは前回もご議論いただきましたけれども、特にベースロード市場の関係では、既存契約が維持されたままでは、そもそも供出自身が困難であって、履行が果たせないという関係にございます。したがって、この契約を見直す必要があると考えられますけれども、この見直しの基本的な考え方等につきましては、これまでの制度の措置、あるいは変更なども踏まえながら、ガイドラインなりで示すということで、実効性を確保する必要があるのではないかと考えられるところでございます。

15ページにつきましては、電源開発の切り出しに関するこれまでの議論でございます。先週も制度設計専門会合で改めて議論がなされたところと承知をしております。

16ページにつきましては、前回、既存契約全般についての見直しについての考え方を、事務局からお示しさせていただきましたので、同じ資料をここでつけさせていただきます。

次は17ページをごらんください。市場の供出の量に関する論点でございます。全体の市場供出の量として考えられる量につきましては、事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフティングを図るという観点からは、例えば新電力の需要の3割程度を目安に、検討を進めることとしてはどうかということでもあります。また、旧一般電気事業者グループ及び電源開発の個別の供出量については、その供給能力、あるいは新電力の需要、制度開始までの電発電源の切り出し量などに鑑みて、決定するという事にはどうかと考えられます。

今申し上げた考え方にに基づきますと、新電力のシェアが増えるにつれまして、これは全体供出量が増加するということとなりますけれども、本措置はある意味、非対称的な措置ということにもなりますので、新電力の小売のシェアの動向、あるいは卸の活性化の状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響などを踏まえながら、必要に応じて供出量について見直しを行っていく必要があるかと考えられます。

下に書いてございますが、新電力全体の供給力でいいますと、旧一般電気事業者に比べて、新電力についてはベースロード電源分が不足しているということで、現状は供給力に占めるベースロード電源比率、新電力が約1割、旧一般電気事業者が3割から4割ぐらいでございますけれども、この差につきましては、常時バックアップの供給力については、新規需要の高圧については今3割、低圧については1割というような考え方に基づいて、現状の常時バックアップは対応されているところでございます。

18ページ、19ページでキロワットベース、それから、キロワットアワーベースでの供給力の構成というものを書いてございます。18ページがキロワットベースでございますけれども、2015年においては、旧一般電気事業者が40%弱でございます。これに対して、新電力が10%強といったものでございまして、2025年度でも25%程度の差が、供給計画ベースではあるということでございます。

一方で、27年度のキロワットアワーベースで比較をいたしますと、これは旧一般電気事業者の数字が19ページに書いておりますけれども、石炭が30%強、それから、水力が10%弱、原子力が1%ということで、おおむね4割が、旧一般電気事業者のキロワットアワーベースで見たベースロード電源の比率ということでございます。

20ページは、この電源市場創設の効果ということで書いております。これは若干機械的な試算を行っておりますので、今後、実際の3割といったものを仮に設定するのであれば、どういう形でルールの詳細を決めていくかということについては、今後の議論も必要かと思っておりますけれども、常時バックアップの考え方と同等の考え方に基づいて、新電力需要の3割というものを、仮に機械的に供出を行うというような場合には、最大で新規参入者の供給電力量、この400億キロワットを上回る電力量、つまり550億キロワットアワーが市場に供出されるということでございます。

これにつきましては、新電力の現状の負荷率が非常に低い、15%程度でございますので、供給容量が新電力は2,100万キロワットというのが、15年度の実績でございます。この3割を機械的に計算すると、630万キロワットになりまして、これが24時間365日発電されるとすると、550億キロワットアワーということになります。

したがって、これはある意味、需要量を上回るような形で新電力は使うかということ、それ

はなかなか現実的ではないと思いますので、実際の量というのをどういうふうに設定していくかということについての詳細な検討は、必要かと思いますが、いずれにせよ、常時バックアップに比べて、かなり増加することは、3割ということであれば、効果として期待されるところでございます。

これによって、新電力から見れば、ベースロード電源の調達の手滑化によって、多様な供給カーブが組成可能になるのではないかとということで、今は非常にピークのみが立ったような供給カーブ、青い線になりますけれども、これがより負荷率の高い顧客に対しても、供給が可能になるのではないかとというふうに考えられます。

これは、前回の第1回の議論でも、転売は一切認めないということについて、そうすべきとの議論はなかったと思いますけれども、余剰電力が再取引されることによって、むしろスポットも含めた卸市場の活性化に寄与するといったような効果も、期待されるところでございます。

次に、21ページをごらんください。市場の供出価格に関する議論であります。制度的に電源供出が求められる事業者については、適正な価格で市場に供出、すなわち入札していただく必要があると考えられております。極めて高い価格で、結果的に約定しなかったということで、自社で使うことになっては、制度的な意味が減殺されるというところでございます。

この価格につきましては、第1回の議論でも、電源の特定はしないということでございましたが、資源価格の変動などを加味しつつ、事業者が保有するベースロード電源の平均コストを、上限として供出するというのが一つの考え方でございまして、ここで左側に書いてございますが、さまざまな電源の1から例えば5というものがあつたとした場合には、それらの平均の加重平均コストを上限として、価格入札を行っていただくということでございます。

下に書いてあります1キロワットアワー当たりの発電コストというのは、あくまでも長期エネルギー受給見通し小委員会に基づく報告でございまして、各事業者における償却等の状況を踏まえて、個別に設定されるということを前提で今考えているところでございます。

その結果としての常時バックアップとの差異というのが、右側にイメージ図として描いてございますが、ベースロード電源については、これは24時間365日、一定の電気を送るということになりますので、電気料金の体系としては、基本と従量がない一部制のシンプルな料金になるという中で、電源種としてはベースロード電源のみで、燃調については原則としてはなしということが想定されます。

常時バックアップについては二部料金で、電源種が全電源平均ということになりますので、常時バックアップがどれぐらい使われるかによって、この二部料金制のもとでは、総合単価は変動するということは想定されますけれども、一般論としては、ベースロード電源全般を加重平均し

たほうが、低く抑えられるのではないかというふうに期待されるところでございます。

次に、22ページをごらんください。その他の制度との整合ということでございます。これまでのワーキンググループの議論の中でも、他のこのワーキンググループで議論がされている他の制度、市場措置との関係についても、しっかり整理する必要があるだろうというご意見をいただいているところでございます。

まず、1点目、連系線利用ルールとの関係でございますが、現状、先渡し市場の活性化のためのボトルネックということで、市場分断時のエリア間値差をヘッジできないということが指摘されているところでございます。したがって、この連系線利用ルールの見直しとともに、公差をヘッジするための商品開発が進められているわけでございますが、先渡し市場の活性化にも資するよう、あわせて開発される必要があると考えられます。また、そのタイミングについても配慮される必要があるだろうということでございます。

2点目、容量メカニズムでございます。容量メカニズムにおいて顕在化するキロワット価値につきましても、事業者は固定費を回収することが可能であるということですので、供出価格からは、当該収入を差し引いて入札することを求めるということも考えられます。また、仮に控除しない場合には、電力量だけではなく、容量も購入されたということでみなして、購入者、すなわち小売事業者が確保すべき容量から、控除する必要があるのではないかと考えられます。

3点目、非化石価値の取引市場との関係であります。この非化石電源がベースロード電源市場に供出された場合には、その他の取引所の取引と同様、非化石価値が埋没してしまいますので、この非化石の価値というものは別途ということで、ベースロード電源市場ではキロワットアワー価値のみ取引を行って、非化石価値については電気と切り離して、非化石価値市場で取引するということが考えられます。

それから最後に、現行のアクセスの支援措置との関係でありますけれども、例えば常時バックアップ部分供給といったものが運用されてきたわけでございますが、こうした取り組みについては、ベースロード電源市場の創設と合わせて、即時に廃止するということは志向しないものの、小規模事業者については配慮が必要だと思っておりますけれども、一般論としては、一連の卸電力市場活性化策を通じて、新電力による電源調達については、卸電力市場経由に移行することを促していくということが必要と考えられます。

次に、23ページをごらんください。先渡し・先物の活性化に向けてということでございます。先渡し市場の活性化がなかなか進んでいないということにつきましては、先ほど申し上げました市場分断時のヘッジの問題、それから、燃料費調整制度がある中での、少なくとも小売事業者から見たリスクヘッジニーズが、非常に限定的であるといったようなことが考えられます。今回、

先渡し市場で燃料費調整制度がないというようなものをご提案しておりますので、ヘッジニーズの顕在化というのはいり得ると思ひますし、同時にヘッジできる商品の開発なども進めていくことが重要であると考えられます。

また、先物につきましては、金融機関など、電気事業者以外の参加も得て、より流動性の高い市場を創設することが重要でございますので、こうしたニーズも踏まえながら、詳細な検討を進めていく必要があろうと考えられます。

現状は23ページに書いてございますように、市場が分断した場合には、JEPXにこの市場分断の値差が蓄積されるということでございます。これは制度上そうなっているわけでございまして、これを解決する仕組みが必要であるということでございます。

24ページにつきましては、これは参考資料でございます。新たな市場を創設するというところでございますので、先ほど申し上げたキロワットアワーのみならずキロワット、あるいは非化石の価値についての明確化を図る必要があろうということでございます。

25ページは、これまでのワーキングの中でいただいたご議論でございますので、一つ一つの詳細のご説明は省略させていただきます。

それから、26ページでございます。論点の7として、沖縄の位置づけということでございます。沖縄については、系統が他地域とつながっておらず、また、卸電力取引所も存在しないということで、特殊な事情でございます。他方、競争活性化を通じた電気料金の最大限の抑制、あるいは需要家の選択肢拡大といった目的については、沖縄においても何ら変わることがないということで、沖縄電力に対しても卸電力市場の活性化に対して、一定の役割を果たすことは期待されるところでございます。

しかしながら、沖縄電力については、今回、別途財務会計ワーキングで議論されているところでは、この沖縄エリアの需要家に対して、負担を求めるといことがないことにも鑑みまして、今回制度的措置ではなく、自主的取り組みとして求めていくということが考えられるところでございます。

下のところは、2013年の電力システム改革の報告書でございます。この中でも特殊性を踏まえた制度ということが記載されております。

27ページ、沖縄の状況でございますが、本年4月から、高圧・低圧の小売が自由化されておりますが、新電力の販売のシェアというのは0.9%ということで、新電力シェアでいうと、地域別で見ると下から2番目ということでございます。

一方で、沖縄電力においては、電源開発の電源の切り出し1万キロワットを実施しているということ、それから、新電力に対して常時バックアップを提供しておりますけれども、取引所の取

引が存在しないために、需給調整の手段が、ほかのエリアと比べて限定的であるという状況でございます。このために、新電力の事業については、制約がある可能性があるという状況でございます。

最後に、卸電力市場の監視のあり方ということで、28ページをごらんください。従来のJEPXが開設してきたスポット市場などでは、自主的な取り組みとして、余剰電源の売り入札が、市場の売り札の大半を占めていたわけでございます。もっともベースロード電源市場では、この電源の特性に鑑みて、1年間一定の量を標準商品として取引するというところでございますので、新電力が夜間、あるいは春・秋といった需給緩和の時期において、電力の販売を開始するといった可能性も考えるところでございます。

それから、来年の4月以降、旧一般電気事業者が従来の社内取引の一部を取引所経由で行うグロスビディングの実施を予定しておりますので、スポット市場における取引量の大幅な増加も見込まれているところでございます。

このように、取引所における取引量が増加するというに伴いまして、事業者による、仮に相場操縦等が発生した場合には、その影響も非常に大きくなるということになりますので、ベースロード電源市場の創設等の市場活性化策と合わせて、卸電力市場に対する監視の重要性も増大してまいります。したがって、その監視については、しっかり強化していくという必要があるかと考えるところでございます。

以上、資料3についての説明でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料4、制度設計専門会合における卸電力市場の競争的な市場構造実現に係るこれまでの議論ということで、電力・ガス取引監視等委員会取引監視課卸取引監視室の田邊室長さんからご説明をお願いいたします。

○田邊電力・ガス取引監視等委員会卸取引監視室長

今ご紹介にあずかりました田邊でございます。

資料4ということで、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において議論されている取り組み、具体的には1つはグロスビディングでございますが、ご紹介させていただければと思います。

右下に1ページと書いてあるスライドでございますけれども、卸電力市場の競争的な市場構造実現に係る議論ということで書いてございます。

最初のポツでございますけれども、制度設計専門会合におきましては、小売市場における競争

環境を活性化するために、卸電力市場の活性化についての議論を行っておりまして、どういう視点で議論していく、あるいはあるかと申しますと、ここに書いてあるAからDでございます。具体的には、短期の取引所流動性というのがAでございます、Bというのが卸電力市場の価格指標性、Cというのがリスク管理手法の高度化、Dというのが新規参入者等の事業機会の提供という観点で、こういう循環を回していく必要があるんじゃないかという視点で、検討を進めております。

2つ目のポツでございますけれども、1つ、Aの短期の取引所の流動性という視点の観点の中の議論でございますけれども、欧州においてはグロスビディングという取り組みが行われていて、これについて我が国で行うことについてどうかという議論を行ってまいりました。

3つ目でございますが、先週、11月30日でございますが、制度設計専門会合の場に旧一般電気事業者に来てもらって、グロスビディングに係る実施表明が行われたところでございます。後ほどまた詳細をご説明申し上げます。

次に、スライドの右下2ページでございます。2ページ目のところは、先ほど口頭で申し上げた、どういう視点で検討を行っているかの概念図を描いてございますけれども、右側でございますが、先ほど口頭で申し上げたAからDでございます、それぞれがそれぞれに関連しながら循環していくサイクル、これが卸取引の活性化じゃないかということでございます。

続きまして、3ページ目でございますけれども、卸電力市場の全体像とこれまでの取り組みでございます。このスライドの右側に書いてございますけれども、先ほど曳野室長からありましたけれども、さまざまこれまでいろいろな取り組みが行われているところでございまして、自主的取り組みと称し余剰電源の供出、あるいは電発電源の切り出し、あるいは常時バックアップという取り組みが行われておりますけれども、このスライドの左側が、卸電力市場の全体像のイメージ図を描いてございますけれども、この線の太さを変えていくということが必要になってくるんじゃないかと考えてございます。

続きまして、右下4ページ目でございます。今後の活性化策の検討でございますけれども、これは制度設計専門会合の場で、9月の会合の場でご提示した資料でございますけれども、一番左に、先ほど申し上げたAからDの循環などを書いてございまして、真ん中、従来の取り組みというところで、これまでの取り組み、右側のところでございますけれども、海外で実施されたり、あるいは検討されたりしている取り組みでございまして、赤くしておりますけれども、短期の取引所の流動性の獲得のところでは、英国でありますとか北欧においては、グロスビディングという取り組みも行われていると。

グロスビディングの右側に書いてございますけれども、英国では実施はされなかったようでござ

ございますけれども、強制トレードも一定量については、切り出すものでありますというふうなことの議論もされております。

今回、後ほどグロスビディングについてご紹介しますが、今後BであるとかCであるとか、Dであるとかの取り組みも、検討していく必要があるかと考えております。

5ページ目でございます。グロスビディングでございます。詳細はご説明申し上げませんが、イメージとしてとっていただければと思うのが、上の青いくくりの中で書いているところでございますけれども、従来、電源の大半を抱えている旧一般電気事業者の自社供給といいますが、社内取引と言っているのか、ありますが、それを取引所を経由して取引を行うというふうな取り組みでございます。

続きまして、6ページ目でございます。このグロスビディングにつきましては、海外においても取り組まれているものでございまして、どういう意義があるかと申しますと、取引の透明化であるとか、効率化、あるいは取引所の流動性、価格指標の向上といった意義があるというふうなことでございます。

このスライドの左側書いてございますけれども、実際にイギリスでグロスビディングを行っている事業者、あるいはその規制当局等から話を聞いたものが左側でございまして、価格の透明性が上がるであるとか、事業者への説明が、価格についての説明がしやすくなるかというふうな声があります。

7ページ目でございますけれども、これはイギリスにおける卸電力取引所の取引の推移でございまして、薄い緑色の折れ線グラフが、取引所における取引の取引量でございますけれども、2010年から2012年ごろにかけて右肩上がりです上がっておりますけれども、これは英国におけるBig6と言われている大きな垂直型の事業者が、グロスビディングを行っているというふうなことも、一つの背景にあるかと思っております。

最後に、8ページ目でございますけれども、先ほど申し上げましたように、先週、制度設計専門会合がございまして、旧一般電気事業者9社からグロスビディングに関する表明がございました。まだ細部を詰めなければいけないところもありますけれども、おおむね平成29年度早期から開始していった、1年程度で10%、その後2割であるとか、3割であるかというふうなことに進めていくというふうな意見表明が、という表明がございました。

電力・ガス取引監視等委員会としては、この卸取引の活性化も非常に大事だと考えておりました。先ほど、この取引所の取引だけでなく、競争基盤をどう整備していくかという観点から、先ほど申し上げたAからDの流れで、今後とも検討を進めていくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、議論に入ります前に、は武田委員がご欠席でして、武田委員からご意見を頂戴しておりますので、事務局からこの読み上げをお願いしたいというふうに思います。

○曳野電力需給・流通政策室長

では、武田委員からのご意見頂戴しておりますので読み上げさせていただきます。

ベースロード電源市場に関してということでございます。

「今回事務局から提示された諸問題の解決にあたって、小売競争のボトルネックが何かを探るという思考方法が重要と考える。これにより、供出を求める事業者、供出量、他地域での旧一般電気事業者のアクセス問題などについて、おのずと一定の回答が得られるのではないかと。小売市場におけるボトルネックを解消するために、必要最小限の規制を考えるということである。なお、前回の会議において発言したとおり、このような作業を踏まえ、慎重にボトルネック制が認定される限り、電源が長期契約化にあることは、必ずしも非対象規制の足かせにならないと考える。」

このようなご意見を頂戴しております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいというふうに思います。

ご質問、ご意見ありましたら、お手元の名札を立てていただきたいというふうに思います。

それでは、自由にご議論いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大山委員、お願いいたします。

○大山委員

こういうベースロード電源市場をつくるということなんですけれども、ちょっと疑問に思ったのは、市場をつくったときに、地域ごとにするのか、それとも全体にするのかというのがちょっとよく見えなくて、お話の中では、他地域であれば一般電気事業者もどういう立場になるかとかいう話があったかと思えます。

それから、値差がついたときにどうするという話がありましたけれども、ヘッジするとしても、無料でそれを渡すのか、それともある値段をつけて渡すのかということを見ると、値段がついているとすれば、値段はどうなるかわからないということはなくなりますけれども、ある一定の差額があるよということになるかと思えますので、市場としては、地域ごとに分断するのかなというのが、ちょっと疑問に思いました。

あと、分断するとしたら、エリア毎に新規参入事業者の比率が違うので、そのエリアの一般電気事業者が出すべき量が変わってくるのかなとか、ちょっとそんなことを疑問に思ったので伺いたいと思いました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ちょっとご質問ですので、議論の最初ですので、曳野さんのほうから説明をお願いします。

○曳野電力需給・流通政策室長

ありがとうございます。

第1回の中でご議論をいただいたこの論点にかかわると思うのですがけれども、原則として、先渡市場も、現在全国一つでやっておりますので、本来的には全国一つの市場が望ましいと考えております。

今後の需給状況なり、現状のスポット市場の動向を踏まえても市場分断は起き得ると思われまので、そもそもそういう分断が起きる中で、市場一つとして最初から決めてしまうのか、あるいはもうそこはある程度市場を分けて決めてしまうのかというのは、詳細設計にもよるといふふうに考えております。

ただし、地域が違うからといって、少なくとも9つの市場にしてしまうという必要は必ずしもないのではないかと考えております。

○大山委員

私も質問した趣旨は、分断するのがいいという意味じゃなくて、なるべく一律がいいなと思っているんですけども、うまくできるのかなという、ちょっと思っただけです。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがででしょうか。

崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員

ありがとうございます。

ベースロード電源をしっかりと切り出していて、新電力の皆さんときちんと競争環境をできるだけ同一にしていくのは大変重要なことで、今回の議論の方向性というのは賛成をしていきたいと思っています。

それで、今回の資料を拝見して、一つだけ先に質問をさせていただきたいと思うのは、やはりこのベースロード電源市場創設の図に量のことが書いてあるんですけども、私が最初いただい

た資料には量を書いてなかったんですが、きょうの資料にはいろいろ入っておりますが、大体全体の3割程度ということですね。今までの方々のご発言には、目標値を定めるとか、上限値はというようなご意見もあったんですが、この3割という数字が、どういう意味を持っているのか、もう少し教えていただきたいんですが。

何年かの間に3割を目指すようにということなのか、どのような意味を持っているのかを、ぜひ教えていただきたいと思っています。なぜかという、その量的なものの意味によって、きちんとした制度に、強制的な意味合いを込めた制度にしないとできないのか、あるいは、もう少し緩やかなものでもできるのかとか、そういう全体の量的なものの実施の制度設計と非常に影響してくるんじゃないかと思うので、ぜひ議論の前提を教えていただければありがたいと思いました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

議論の前提でございますので、曳野さんのほうからご説明をお願いします。

○曳野電力需給・流通政策室長

すみません。資料の18ページ、19ページを再度ご説明させていただければと思います。

新電力と電力との差で言いますと、設備のベースで比較した場合には約3割の差がございます。アワーベースでも、おおむね3割程度の差は現状あるというふうに考えております。

この差を埋めるための措置として提案をさせていただいているということでございます。これが3割の意味です。

現状の常時バックアップにつきましても、新電力の増加する供給力の3割が上限という形で設定がされているという意味もございます。これが原則でございます。低圧は1割ですけれども。

それから、何年の開始目標かということという、少なくとも別の資料でもう一つ、後ほどご説明させていただきますが、これは2020年の引き渡しの開始をめぐりに制度設計を進めてはどうかということで、本日ご提案をさせていただいております。

自主的な取り組みというものは、これまで十数年ぐらい、自由化の中で進めてきていて、なかなか限界もある中で、そういう制度的な措置に踏み込まざるを得ない、ないしは踏み込む必要があるのではないかというのが、本日の事務局の提案でございます。

ただ、逆に言えば、2020年までに制度的な設置を始めるまでには何もなくていいのかということ、そうでもないと思いますので、それまでの間、ベースロード電源の切り出しが徐々にふえていく形での仕組み、工夫が何かできないかということは、また別の議論としてあるかと思っております。けれども、今の崎田委員のご質問に直接お答えするとならば、何らか制度的な枠組みがないと、

なかなか進みにくいのではないかと、これまでの結果から、事務局としては判断をしているところでございます。

○横山座長

よろしゅうございますでしょうか。

○崎田委員

はい、ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

石村委員、お願いいたします。

○石村委員

どうもありがとうございます。

2011年、2010年と比較してみると、今の電気料金は、産業界では40%近く上がっているんですね。一般電気料金でいうと、25%程度電気が上がっているということなのですが、これだけ電気料金が上がってくることには、産業界全体としてみると、やはり国際競争力の面で非常に問題があると認識しています。

そして、このベースロード電源の切り出しによって、さらに産業用の電力料金が上がってくるのではないかと危惧しています。というのは、ベースロード電源というのは、供給側が非常に安定しているということだと思いますが、一方、一般の利用者と違って、産業界は非常に安定した電気の使い方をしており、それで非常にまとまった電力を使うということと、かつ需要側の変動が少ないというようなこともあって、それに対するある程度の優遇を受けることができます。そこは需要と供給の関係で、そうになっていたわけですが、ベースロード電源を切り出していくことで、その比率が増えていくことによって、その産業界用の電力の値段がアップするのではないかと危惧を持っています。

先ほどのお話で、比率が新電力1割の内の3割ということで、今のところ全体の3%程度ということですので、その程度であれば、今は大きな問題はないだろうと思うのですが、今後、新電力がどんどん増えてきても、さらに全体の3割を出していくということでは、ベースロード電源の切り出しが非常に増えてくると危惧しています。

そういう意味で、ある程度のしっかりとした歯止めをかけていただいて、日本の産業競争力が低下することがないような仕組みを、ぜひつくっていただきたいし、ベースロード電源の切り出しがどんどんエスカレートしていくことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

数点思ったところを述べさせていただきます。

まず、今回の話題について、先ほど曳野室長からお話あったのですけれども、非対象規制なんだということで受けとめていいんだということをおっしゃったので、それを踏まえた上で、まず、特段資料にちょっと見当たらなかった点ですけれども、ベースロード電源でも、今回の市場における対象電源をどうするのかという話があり得るのかなと思います。

原子力、水力をベースロード電源として入れることには特段の異論はないですが、石炭については、そもそも現在見てみると、新電力が設備つくるということでアセス申請などを出されているところなのではないかと思います。

今回の市場創設は、こうした新電力の設備形成のインセンティブを損なうようなところまで、この電源市場の整備がいつてしまうと、日本全体の供給力の観点から、本当にいいことなのかということは何となく感じます。

そういう意味でいうと、電源対象をどうするのかという論点があると思います。規制だということであれば、価格にも一定の縛りがかかるでしょうし、そうすると、新電力の観点の設備形成のインセンティブ及び、この対象者が旧一般電気事業者だとすれば、旧一般電気事業者も設備を保有するインセンティブってどうなんだろうかということを感じます。

そもそも市場に売ることだけを目的にして設備を持つのかと。当然彼らも自由化なので、廃棄するとか、除却するインセンティブ、自由もあるわけですが、仮にでもそれを容量市場で手当するんだということになると、実のところ、先ほど石村会長おっしゃったとおりで、容量市場で担保するという話になると、日本全体で見るとコスト高になる懸念があると思います。

そうすると、やっぱりこのあたりは、日本全体で見たときの供給力の確保のあり方も当然視野に入れた上でのベースロード市場のあり方というものを議論していかないと、旧一般電気事業者对新電力みたいな感じで議論すると、ちょっと方向見誤る可能性もあるのかなということを感じます。

2点目は、非対象規制だということなので、サンセット条項、要するに、いつ非対象規制というのを終わらせるのかということも、当然視野に入れておくのかなと思います。例えばですけ

れども、経過措置期間が切れるときをもって非対象規制を終えとか、何らかの目安は非対象規制を始めるに当たって、議論しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。そういうところに向かって、どういうふうな形で、この市場の供給量も含めて値を考えていくのかということを見据えておいたほうがいいのかと思います。

最後の点で、既に資料にもあった点ですけれども、市場支配力の行使の監視という点がありましたが、これは非常に重要な点だと思っています。もしかして、電取委かもしれませんし、あるいは公正取引委員会も入るかもしれませんが、電取委だとすれば、制度的及び人材的な面での体制というものをしっかり組んでいただくということも、非常に重要なんじゃないかなというふうに思っています。

以上、大まかに3点ですけれども。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

まず、量に関しては、それなりのかかなりの量を言っていたかと思っています。

これに関して、例えば、ギャップを埋めるとかということ強く言い過ぎると、今後、例えば、新規参入者が計画していたベースロード電源の建設をどんどんやめて、ギャップが広がったら、この量が大きくなるのかと誤認されるのはまずいと思いますので、これについては、そのギャップ分を自動的に手当するわけではなく、現在の状況からある程度合理的というか、仕方ない歴史的な経緯によってついた差を埋めるということであって、この後、新規参入者が電源投資を仮に怠ったとしても、自動的に怠った分はこの量が増えるという格好でバックアップしてくれるものではないことはあらかじめ確認する必要はあるかと思っています。そうでなければ、大橋委員がおっしゃったような、電源投資のインセンティブを損なうこともあり得る。

それから、これは、支配的な事業者に関してやっている措置なので、明らかに支配的な事業者でなくなれば、当然義務づけもなくなると思います。しかし常識的に考えても、大橋委員が関与されておられる通信とかの常識から考えてみても、発電のシェアが7割を遙かに上回っている状況下で、そんな議論を始めるのは、いくら何でも早過ぎる。5割を下回ることになれば、当然なくなるのだらうと思います。どのあたりという問題は、今決められることではないと思います。

そのような状況が何年後に来るか分からないという状況で、経過措置だから10年などということまで到底言うことはできない。これは支配的な事業者でなくなれば抜けていくというということ以上のことを、例えば10年でやめるとかということ、現時点で安易に決めるべきではない。

それから、支配的な事業者でもいろんな段階はあるでしょうから、マーケットシェアが下がっていくのにしたがって、規制が緩くなっていくということは、ひょっとしたらあるのかもしれない。いずれにせよ現時点で、10年で切るのが原則だなどというようなことは、私は恐ろしくて賛成しかねます。今までのゆっくりした改革の経緯から考えても、10年ぐらいで本当に支配的な事業者がいなくなるような市場になるかどうかというのは確信が持てていない。そうではなく、支配的な事業者でなくなれば当然なくなるという整理でよいと思います。

次に、契約の見直しについて、これほど明確に言っていただいたのは大きな前進だと思います。このラインできちんと当局が関与する形で指針を示していただければと思います。

今までの普通の交渉だとすると、いろんなところで同じことを繰り返して申しわけないのですが、自分たちが今まで電源のコストが高かったときには高い価格で引き取っていたのだから、低くなったときに手放せなんて無体だと。だから、手放すなら違約金よこせとか、平気で言うような人がいるとか聞いているのですが、そのような主張の方がよほど無体。どう考えても負担していたのは一般電気事業者ではなく、独占下での消費者が負担していたというだけのこと。そのような理屈が横行しないように、政府はきちんと関与することが必要。早く市場を立ち上げるために、そういうところいい加減にすることが決してないように、そこのところもきちんと見直していただければと思います。

次に、規制的な色が濃いといても、市場で価格が決まるもので、規制料金というわけではない。コスト割れにならないのは最低価格として保証されていて、売値はそれよりも低いか同じ価格になるはず。この点もきちんと認識する必要があると思います。

売らないという権利は行使できない。したがって、市場支配力を行使して、独占利潤をずっと維持し続けるという権利は行使できなくなるという意味では、ある種の私有財産権に対する一定の制限なのかもしれないのだけれども、コスト割れするような値段で無理やり売らせるというわけではないということは、きちんと理解する必要がある。

次に、コスト割れするような水準でないということで、一応札を入れる価格はコストベースということになっている。このコストベースというのは、誰が確認するのかをきちんと設計していく必要があると思います。誰かが見るといって、とりあえず現段階はいいと思います。経緯からすれば監視等委員会が見るといのが、すごく自然だとは思う。詳細にここをどうするのかは大きな問題になると思います。

これが、ゆるゆるになってしまったら、事実上規制もないのも同然、物すごく高い価格で出すだけということになる。一定の監視は必要。料金審査並に厳しい審査が必要なのかというと微妙。市場で階段状に安いところから順番に売り札が出てくるということになりますが、とても安いと

ころで、例えば7円を出しているのだけれども、実際には6.9円じゃないか。吹っかけているじゃないかということはあったとしても、約定価格はどのみち7円よりもはるかに高くなりそうという状況で、そんなところをきちんと見ることにあまり意味はない。全ての事業者に料金審査並みに厳しく見ることは不必要かもしれない。しかし階段状の割と高いところの事業者は、言い値をそのまま認めるわけにはいかない。どういうコストを入れたらいいのかということは、一定の整理をすべき。

売り手の事業者も、コストを物すごく割高に言うとかではなくても、ルールがはっきりしていないと、この種のリスクを織り込みましたとかというようなことが無制限に出てくると、売り手と買い手の対立が起こってくると思います。一定のルールの整備が、これから必要になってくると思います。

それから、ベースロード電源市場ができることによって、産業用の電気が高くなるという懸念は、私は全く理解しかねる。逆ならよくわかるのですけれども、何でそんな理屈が出てくるのかは、正直全くわかりません。

今までの新規参入者のマーケットシェアを見てみれば、新規参入者は、産業用の電気にはほとんど参入できていない状況。それは、ご指摘のとおり、産業用の電気は負荷率もとてもいいもので、ベースロード電源の比率のとても高いところ。だから新規参入者がベースロード電源を安価に調達することができない状況下で、新規参入者がその市場に入れないので、したがって、競争が起こっていないから価格が高どまりしているという側面もあるわけですね。ベースロード電源市場で競争を活性化するのが本来の目的。産業用の電気だけを下げのためにやるわけではないが、全体として競争の効果を広く行き渡るようになるようにすることを考えてつくっている。

これで、何で産業用の電気が高くなる懸念が出てくるのかは、論理的によくわからなかった。もし本当に論理的な根拠に基づく懸念があるのであれば、十分にヒヤリングした上で、そのような懸念を排除するような詳細な制度設計が必要だと思います。しかし私は全く逆だと思います。もしあり得るとすれば、今の発言で、上限に関して、拡大してもらおうと困るというような発言があったわけですが、これが原因でそうなるならわかる。新規参入者としても、どのみち新規参入者のシェアが増えてもベースロード電源市場の量は拡大しないだろうと考え、だから、わざわざ競争をして産業用のところまでとって、どうせ上限にすぐ突き当たってしまうから、ニッチのみを狙って産業用には使わない状況になって、産業用まで恩典が及ばないことはあり得る。しかし自然に制度設計していけばこんなことにはならないはずで、なぜ産業用のところで高くなるのかは、私にはわかりませんでした。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに委員の方、よろしゅうございますか。

それでは、オブザーバーのほうからいきたいと思いますが、秋山さんから順番に。じゃ秋山さん、よろしくをお願いします。

○秋山オブザーバー

ありがとうございました。

それでは、ベースロード電源市場について、幾つかコメントをさせていただきたいと思います。まず初めに、今回ベースロード電源市場について、詳細な検討をいただきまして、大変感謝しております。

この制度設計に当たりましては、やはり十分な取引量と、適切な取引価格が確保できるような設計等をしていただいて、我々の小売の競争の活性化に実効的に機能する仕組みとなるようなご配慮をお願いしたいと思っております。

次に、5ページのところの基本コンセプト、こちらについては、まさにそのとおりだと思います。ここで、販売先や量、価格の制約についてというところで、例えば、財務会計ワーキングで議論されている措置に留意する必要があるのではないかという記載がございます。確かにこちら、そのとおりかと思えます。

一方で、今回、議論いただいておりますベースロード電源市場。こちらについては、我々ベース電源でアクセスというものを、ずっと以前から何年にもわたって競争的な市場の実現に向けてお願いしてきた措置であると考えておりますので、こういったご配慮も、ぜひお願いしたいと考えてございます。

その上で、各論点についての意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、論点1、11ページになります。

こちら、事務局のご提案のとおり、やはり発電事業者に供出を求めるという整理でお願いしたいと考えてございます。小売部門が主体となってしまうと、直接我々競争相手と取引することになってしまうことから、やはり発電事業者が主体となるような整理をお願いしたいと考えてございます。

次に、12ページ目、論点2でございます。市場の形態及び市場の参加者の設定のところでございます。

こちらにつきましても、やはり売り手につきましても、事務局のご提案のとおり、旧一般電気事業者のグループに加えて、電源開発も対象とするという整理でお願いしたいと考えてございま

す。また、この電源開発の電源につきましては、これまでの自主的取り組みの中で、なかなか切り出しが発展しなかったという経緯もございますから、やはりこうやって直接電源開発から市場に出していただくという整理は有効であると考えてございます。

同様に、ここでは触れられてはいないんですけれども、公営の電源、こちらについても、切り出しはまだまでである、という認識がございますので、あわせての対応をお願いしたいと考えてございます。

また、3ポツ目のところでございます。「グループ一体で」というところで、こういったところも排除しないというご説明だったかと思えます。

一方で、例えば、いろんな会社が合わせて出すということですから、会社ごとの価格設定というのは、そもそも違うと考えてございますので、価格ごと、会社ごとの価格を平均してしまうのではなくて、それぞれを出していただくことによって、例えば、価格の指標性が上がるだとか、市場の流動性が上がるというメリットもあるのではないかと考えてございますので、この各社ごとの供出というのもご検討いただきたいと思っております。

続きまして、17ページになります。論点4の市場の供出量のところでございます。

こちらにつきまして、資料に記載ありますように、イコールフットイングの観点ということから、この新電力の需要の3割というものは市場に供出を、ぜひお願いしたいと考えております。

また、ここで3ポツ目のところ、小売のシェアや卸活性化の状況、ベースロード電源の開発動向というものを見ながらとありますが、やはり目的というのは、競争環境の進展と思っておりますので、競争観点、競争の進展状況を見ながら必要に応じて供出量の見直しをお願いしたいと考えてございます。

続きまして、論点5になります。21ページでしょうか。

こちら、先ほど論点2のところ、少し同じようなお話をしましたが、市場の流動性ですとか、価格の指標性の透明性ということで、会社ごとに出してほしいというコメントを差し上げましたが、同じような観点から、できれば電源ごとの価格設定につきましてもご検討をお願いしたいと考えてございます。

最後、論点8、28ページでございます。監視のあり方でございますけれども、この本市場というのが、競争の促進に実効的に機能するように、やはり目標とした量の売り札が出ているかという監視を、ぜひお願いしたいと思っております。

また、1ポツ目に、取引、再取引はボリュームにもよるかと思えますが、これはスポット市場に出すということが起きますと、当然裁定が働いてしまって、理論的にはスポット価格と同様の価格になってしまうことがあり得ると思っておりますので、例えば、転売目的によって、大量の

札が流れ込むことによって、市場が不要に高くなってしまったりとか、不安定になってしまうとか、そういったことがないような監視というのは、十分をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、斉藤さん、お願いいたします。

○斉藤オブザーバー

ありがとうございます。

まず、今回の資料の冒頭に、「実効的な仕組みについて議論の対象とする」というご記載がありました。このような視点に立って、各論点について議論していただけること、非常にありがたいことだと考えております。

我々新電力といたしまして、やはりベースロード電源市場にアクセスできる一番のメリットは何かと申しますと、今まで供給することができなかった産業用の高負荷の需要家の方々への電力供給が実現することにあるのではないかと考えております。それによりまして、より広範囲な需要家の方々に電力自由化の恩恵が行き届くこと。これこそ社会的に意義のあることだと考えております。

そのような点を前提とした上で、この実効的な仕組みとは何なのかと考えると、次のような点について申し上げることができるのではないかと考えております。

まず、新市場で取り扱われる商品の期間ですが、ある程度長い期間が必要ではないかと考えております。こちらの資料には、1年間という形で記載されておりますが、この1年間というものだけでなく、例えば、3年間ですとか、5年間など、長期にわたる取引期間がない限り、我々事業者といたしましては、お客様から信頼感を持って、我々の電力供給のご提案を受けていただけないのではないかと考えております。

その他の論点といたしまして、まず論点1の供出を求める事業者は、ご記載のとおり発電事業者ではないかと考えております。

また、論点2の「オークションを実施することを基軸として検討」という点につきましても、まずはこの考え方で検討を開始していただくということにつきましては賛成でございます。

さらに、論点5の価格、やはり新電力としては、この部分が一番実効性に関連してくるのではないかと考えておりますが、高負荷、需要家の方々への電力供給が実現するような環境整備していただきたいと思っております。

ここにつきましては、先ほど秋山オブザーバーのほうからもご指摘ございましたが、保有する

ベースロード電源の平均コストを上限として売り入札ではなくて、保有する電源ごとのコストを上限として、各電源コストレベルごとに売り入札という点についても、そのような形にしたほうが本来の趣旨に沿った効果が得られるのではと考えておりますので、ぜひここら辺含めまして、慎重な検討を今後ともしていただけたらと思います。

繰り返しになりますが、我々事業者にとりまして、本制度につきましては、ぜひこちらにご記載のとおり、実効性のある制度としていただきたいと考えておりますし、そうであれば、私以前も申し上げさせていただきましたが、自然と現行ある常時バックアップですとか、部分供給といったものも、こちら本当に有効であれば利用されなくなるのではないかと考えております。

最後に、沖縄についてコメントさせてください。以前にもお話させていただきましたが、当社はことし10月より沖縄にて小売を開始させていただいております。もちろん、沖縄というエリアの特殊性につきましては十分理解しておりますが、やはり新規参入者として卸電力取引所がないため、電源調達手段や需給調整手段が限定的である点について苦慮しております。

こちらの資料、論点7のほうに、自主的取り組みとご記載ありますが、ぜひほかのエリアと同様、電力・ガス取引監視等委員会による自主的取り組みに対するモニタリングを実施していただくとともに、電源開発さんからのより多くの切り出しの実現など、競争環境の整備に資するような取り組みを行っていただければと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、柳生田さん、お願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

まず、論点1の事業者の類型ですけれども、私どもも小売のイコールフットイング促進のために発電側が供出すべきだと思っております。

それから、論点2の旧一般電気事業者がグループ会社も含めて一つのグループとして価格等を設定して供出するという提案だと思いますけれども、我々もエネットさんと同じように、例えば会社別というような形のグループといいますか、供出の単位としましては、そういった形もご配慮頂けないかなと思っております。

なぜかと申しますと、この制度が例えば2020年ぐらいから入るとすると、その時に原子力発電所が稼働しているか、していないかというのも考えなければいけないと思っておりますが、もし原子力があまり稼働していないとすると、その稼働していない原子力発電所の固定費を抱えたグル

ープの入札価格というのは高止まりしてしまう可能性が考えられます。そうした場合、グループで一括りにしていると、その他の安い電源も含めて市場で約定しなくなることも考えられます。結果的にそのグループ全体が約定しないことがあれば、取引量も少なくなってしまうし、表現が適切かわかりませんが、そのことによって特定の事業者が今の安い電源の優先的な囲い込みが助長されることにもなりかねないということから、ぜひ会社別での供出というのも考えていただきたいと思っております。

それから、論点4のベースロード電源市場への供出量でございますけれども、こちらも原子力発電所が一定程度動いてない可能性も加味するべきかと考えております。例えば、電源開発さんの所有しているベースロード電源に関しまして、東京電力さんの所有しているベースロード電源と比べると、キャパシティ（キロワット）ベースで見ると、1対10ぐらいの差があるのかなと思っています。もし原発が稼働してないとすると、その稼働していない原子力発電所を除いたキャパシティ（キロワット）ベースで考えると1対4とか、ざくっとそのぐらいの比率になると思っています。

稼働しているのであれば、そのキロワットを母数に入れてもいいと思いますが、もし稼働していないとすれば、全体の10対1みたいな話になってしまうと、相対的に電発さんの切り出し量が少なくなってしまうことが懸念されます。そういうことも考えられますので、供出量については是非稼働している発電所ベースでのキロワットのプラタみたいなことも考えていただきたいと思っております。

それから、論点5の供出価格でございますけれども、一般的に相対契約というのは減価償却が進めば、その分価格に反映されていくという風に認識しておりますので、市場に出てくる既存のベースロードの電源に関しましては、その断面における償却が進んだ固定費という前提で切り出しがなされるという風に理解しておりますので、その点、再度ご確認させていただければなと思っております。

それから、論点8の監視のあり方ですけれども、この制度が導入されるのは、来年、再来年ということではなく、多分2020年とか、そういう時間がかかると思っています。それまでの間は、この小売のイコールフットイングがなかなか進んでない中での新電力での事業ということになりますので、先ほどのグロスビディング等、自主的取り組みの中で、2020年までの間、これ以上の寡占化が進まないような市場監視等をしっかりと行って頂きたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さん、お願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。

まず、私ども電源保有者として、ベースロード電源を建設して、運営するということの大変さは、ほかの誰よりも実感しているつもりでございます。これまでも地元の方々に、地域の供給力確保という目的のために大変なご理解とご協力をいただいておりますし、また私どもの従業員もさまざまな苦勞をしながら取り組んできたと思っております。

また、今後も、特に原子力に関しましては、新たに安全対策等仕様する必要もあるというふうに考えてございます。本音を申せば、このように苦勞して、立ち上げてきた電源は自社において活用したいという思いが強いところでございます。

一方で、今回のご議論のとおり、新規参入者のお立場に立てば、原子力や大型の水力を、今から自前で建設されるということは事実上困難だと思いますし、ベースロード電源アクセス手段を整備するという制度の趣旨も理屈として理解できるところでございます。

この双方の立場、思いを両立させるためには、財産権の侵害にならないようなご配慮もいただきながらバランスをとるということが大事ではないかと思っております、必要な量を適切な価格で、応分のリスクを分担させていただきながら取引できることが大事ではないかと考えてございます。

また、複数の委員の方からご指摘もいただきましたけれども、今回のベースロード電源市場の創設が、新旧の発電事業者の電源建設や、維持更新のインセンティブをそぐようなことがあってはならないんだと思います。

こういう観点から、本日のご提案を拝見いたしましたときに、特に論点4の市場供出量につきまして、ページ20ページのところに、あくまでも試算値ということでお示しいただいていると理解してございますけれども、少しこのベースロード電源市場の規模感が課題ではないかというふうに感じておるところでございます。

新電力さんの需要、これキロワットベースのもの3割をもとに試算ということでございますが、まずこの新電力さんの需要というのが、ご獲得される需要の契約電力の単純合算になっているのかなというふうに思うんですけれども、これをベースに、キロワットアワーを算出いたしますと、供給電力量全体をさらに上回るような量になってございます。さらに、当面は常時バックアップも残すというようなことであれば、なおさら課題なのではないかというふうに感じておるところでございます。

少し、このままの形では、私ども賛成いたしかねるところがございますので、この市場供出量

という点については、ぜひ再検討をお願いできないかというふうに感じてございます。今後、常時バックアップや部分供給は、廃止するんだということを原則にさせていただきたいと思ひますし、最終的には、競争状態が確立した場合には、非対称規制を解除して、売り手、買い手、それぞれ制限のない、本来の自由な市場に移行するということを明確にさせていただければと思ひます。

健全な卸市場の形成という観点から、ほかの制度との整合ということもあつたと思ひますので、引き続き総合的なご検討、ご判断をお願いできればと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは鍋田さん、お願ひいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

私も論点4のところ、少しかぶるかもしれませんが、コメントを述べさせていただきたいと思ひています。論点4のところ、今回30%ということのご説明がございました。やはり20ページを見ていただきますと、新規参入者の方の供給量、2,100万から630万キロというものが右側出てきて、これによって550億キロワットアワーが出てくると。こうなりますと、現在の400億を上回る。まあ、何年度を目標にということがあるのでしょうけれども、現在の実績値で見ると、400億キロワットは上回っている。これを18ページの新電力の電力供給力というところで見ますと、2015年度断面で1,200万キロワット。このうちの630万キロワットがベースロードということになりますので、これはもう50%。供給力では50%を超えていくということになりますので、これは先ほど30%のご説明があつたところとイコールフットというところで、どういふぐあいに考えればいいのかということをもう少し考えていただきたいなというぐあいに思ひています。

また、この18ページの新電力の供給力を見ますと、ベースロードは2020年度でこの比率を掛ければ出ると思ひますので240万。2025年度は220万キロぐらい、それほどふえていないという数字になるわけですが、これから石炭開発等があるというぐあいに聞いておりますので、やはり市場がどういふぐあいに使われているとか、それから新電力の方の電源開発の状況等を見ながら、適宜見直しをしていただければと思ひます。

最後になりますけれども、ベースロードは、本当に供給力の部分を出してまいりますので、やはり新電力の方も需要の量を見ながら市場が荒れるとか、そういうことのないように必要量を確保していただきたいなと思ひます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは石村委員、お願いします。

○石村委員

先ほどの私のコメントについて、松村先生から、新しいマーケットができて、そうすれば産業用電気も安くなるはずだというご指摘があって、そうなれば非常にありがたいと思います。何を心配しているのかというと、マクロで見れば非常にコスト競争力のある電力である例えば水力や原子力を今保有しているのは旧電力会社だけなわけです。新電力の中で原子力を持っている方も水力発電をメインにやっている方もいらっしやらない。そのコストの安い電力を持っている旧電力会社がきちんと経営合理化をして、適正利潤で販売することができれば、ベースロードのコストが安い電力の比率が一番高い電力会社から買うのが一番安いはずです。

新しい電力会社に、その安いコストの電力を出していくわけですから、旧電力会社から買う分が上がるはずで、新電力もベースロード以外の電力を持っておられるわけですから、平均すると高くなるでしょう。ですから、もともと世の中に余っている電気も含めて買っていた産業界としては、その分が減る可能性があるかと心配しています。最終的に新電力も含めて競争環境が整ったことによって下がるだろうというのはもちろん期待しますが、それだけではなく、世の中に余っている電気も含めてベースロード電源を使える比率が減ってくることで、しかも使えるようになったとしても、今までのようなメリットが薄まるということを心配しているわけです。その比率が、今のような比率であれば大きな問題はないかもしれないけれども、これがエスカレートしていくと、非常に大きな影響が出るんじゃないかということに心配しているということです。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

廣瀬委員、それでは、お願いいたします。

○廣瀬委員

ちょっと確認させていただきたい点がございます。オブザーバーの皆様からご意見をいただきましたが、これは論点2のところ、12ページでご説明いただきましたように、新電力の皆さんがベースロード電源にアクセスするというのが趣旨であると理解しておりますので、そこは非対称規制で、まずは優先的に新電力の小売事業者さんがアクセスするということですが、これは当然、その後は旧一般電気事業者さんが買ってもいいという、そういう制度というふうに、

私は理解しております。

そうであれば、論点4でご意見のありました、供出量の目安が大き過ぎるんじゃないかということですが、これはほかのエリアであれば、旧一般電気事業者さんの間でも、とり合う、買い合うことができる、あるいは自分で買うということもできるということだと思います。あくまで目安であり、かつ、旧一般電気事業者の方も買うということができるのであれば、私としては、この事務局の案は整合しているし、賛成したいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。その辺につきましてはまた後で事務局からまとめてお答えいただきたいと思います。

崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員

ありがとうございます。先ほど質問ということでやらせていただいて、いろんな委員、あるいはオブザーバーの皆さんの意見を伺っておりました。

それで、私の意見としては、こういうふうにしっかり切り出しをふやしていくという方向でやってきておりますので、こういう方向は大賛成です。ただしいわゆる3割というふうに明確に2020年から設定した場合、やはり変化の量が非常に大きいので、それに対して柔軟に対応して新電力、旧電力の皆さんがきちんと準備ができるような流れをつくるとか、やはりそういうところが非常に大事ではないかと思っています。

あと、今整備している財務ワーキングなどの新しい制度が、全体像できちんと新しい流れがつかれるかどうか、そういうバランスが大変重要ではないかと考えております。

なお、今回の資料の中で、私も最後のほうに沖縄エリアのところ、ちょっと気になったんですけど、先ほどご発言の中に、新電力の方が未来に取り組むというお話もあったんですけど、現状では非常にシェアが少ない。もっと少ないところもあるんですけど、系統が繋がっていないという特殊な状況からいえば、沖縄に住んでおられる方も、競争的な電気をしっかりと選べるという状態にやっぱりしていただくのが、非常に方向性としては大事だと思っていますので、この旧電力の皆さんが自主的に取り組むというのは、どういうふうに取り組んでいただくのか、私もちょっと具体的なところが、見えないんですが、旧電力の皆さんにも努力を積み重ねていただきながら、新電力の皆さんがきちんと競争していけるような、そういう環境をつくって、消費者のメニューをふやしていただくという、そういうような流れに持って行っていただきたいと強く思います。

よろしくお願いたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ちょっと追加させていただきたいのは、先ほど供給量に関しては、たくさん出してたくさん買えばいいではないかというように申し上げたのですが、それに関連しまして、論点6で、ほかの制度との整合というところで、連系線利用ルールというのが出てまいります。利用ルールも大事ですけれども、エリアを越えて旧一般電気事業者さんも買うということになりますと、やはり市場分断が余り起きるとするのは本来好ましくないと思いますので、そこはコストとのバランスですけれども、市場分断が起きない容量の確保というところも、抜かりなくやっていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

まだご意見ございますか。

石村委員、お願いたします。

○石村委員

先ほどの私の発言について誤解を避けるために言っておきますが、この量としては3割程度を目安とすべきではないかという部分について、先ほどこの位ならいいのではないかとしたのは、10パーセントの3割なので、今は全体の3%程度だからいいのではないかということで、今後3割というように固定していると、どんどん増えていってしまうので、全体の何%かという所にきちんと歯止めをかけてほしいという、そういう意味で言ったつもりです。3割で歯止めをかけろと言ったわけではありませんので、そこを誤解がないようお願いしたいと思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、曳野さんのほうからコメントをお願いたします。

○曳野電力需給・流通政策室長

ありがとうございます。いろいろご意見、ご質問いただきました。

まず初めに、最初の私の冒頭の説明で少し、説明が不足していた部分がありましたので1点だけ補足させていただきます。22ページで、非化石価値取引市場との関係というところで、「切

り離して取引」というふうに申し上げました。これは、前回までの議論で、非化石の価値について、旧一般電気事業者が、販売する利益が別途出てしまうんじゃないかというようなご意見もあったと思います。この点については、容量メカニズムの部分とも結局同じだと思いますけれども、非化石価値取引市場に出した分の売上高相当、これちょっとタイミングの問題がありますので、どういうふうにするかという詳細は、検討が必要だと思いますが、その部分については控除して入札をすることを求めるというのが1つの案ではないかというふうに、事務局としては考えるところでございます。

それから、個別にも意見をいただいたところでございますけれども、まず全体として、本件については、非対称的な措置であるという前提のもとに、委員の皆様方からの意見としては、少なくとも、青天井にずっと続いていくということではないということについては共通のご認識ではないかと思っておりますし、事務局もそういうふうに思っております。

また、大橋委員からございました電源開発の影響というところでございますけれども、少なくとも石炭につきましては、現状新電力が持っている分は1割ということで、限定はされているということでございまして、ただ、確かにご指摘のとおり、かなりさまざまな電源開発の計画も立っているところでございます。したがって、足元については、ベースロードに対してのアクセスは不十分であるけれども、将来的には確かに、これが増加していくということも考えられるわけでございまして、少なくともこうした制度を入れることで、設備形成のインセンティブが、損なうことにならないように配慮していく必要はあろうかというふうに考えております。

他方で、どの段階でサンセットするかということについては、いろいろご意見があったと思いますけれども、少なくとも本件については、発電事業者としての支配的な地位という形で、本日はご提案をさせていただいているところでございまして、現時点で、例えば期限を切って何年といったようなことを現時点で想定しているわけでございませぬけれども、今の電源設備形成、あるいは競争の状況というものを踏まえて、単純に比例的に増加していくかどうかということについては議論が、さらなる精査が必要かというふうに考えております。

それから、コストについては少なくとも、松村委員からございましたけれども、確かに約定した場合にはあまり監視する必要もなからうと思っておりますけれども、むしろ約定していない場合についての監視のほうが恐らく重要になってくるのではないかというふうに考えております。

それから、新電力のオブザーバーの方を中心に、会社ごと、あるいは電源ごとの価格設定をすべきではないかというご意見がございました。こちらにつきましては、今回の制度が何のためにやっているのかということであれば、旧一般電気事業者とのイコールフットイングを図るという観点からのご提案でございます。仮に電源を特定してしまっ、ある意味約定しないもの、する

ものというのがそれぞれ出てきた場合には、これはまさに、石村委員が先ほど懸念された事態でございますけれども、恐らく発販が一体の会社であれば、その固定費については従来の需要家に対して、転嫁される可能性も、恐らくそうなるかと思っておりますけれども、これは果たして新電力と旧一般電気事業者が、イコールフットイングになっているのかどうかということかと思っております。

したがって、もちろん今回、事務局としての提案といたしまして、発電事業者とその関連会社なり、別の法人なり、あるいは電源ごとに入札をすることが、「しなければならぬ」と書いておるわけではなくて、それも許容されるというふうに書いてございますけれども、少なくとも制度的な対応として、どこまで義務づけをするかということとは少し分けて考える必要があるかと思っております。

他方で、電源開発さんの電源については、別会社になっておりますので、仮にこれが約定しなかった場合においては、別会社として電源開発さん自身がみずからの責任において対応されるべきということで、グループ会社とは少し議論が違うのではないかというふうに事務局としては考えております。

それから、関西電力さん、中部電力さんから、少しこの量が過大ではないかというふうなご指摘をいただきました。20ページ、あくまでも試算としてお示しをしております、キロワットベースで計算した場合はこうなりますということでございます。実際に量がたくさん出た場合に、これは本当に3割が約定するのか、逆にものすごく負荷率が高くなってしまふのかということについては、ちょっとさらなる精査が必要だというふうに考えております。いずれにせよ、確かに、負荷率が極めて高くなってしまふということになると、私どもが提案をしている需要の3割、つまりイコールフットイングの確保というところからすると、逆にそうならないということかとも思いますので、ここについては詳細についてはさらなる検討が必要だと思っております。

ただ、実際に最終的に新電力が、例えば3割を約定するというのと、タマ出しの容量がキロワットアワーベースで3割であるということは必ずしも一致しないということもまた事実かと思っておりますので、いずれにせよ、ここはバランスをしっかりと見ていかなきゃいけない話だと思っております。

そういう意味では、私ども、第1回の議論の中でもご提案申し上げておりますけれども、実際に約定しなかった部分については、例えば旧一般電気事業者同士で取引をするということも、先ほど廣瀬委員がおっしゃったとおり、可能だと思っております。これについては、そうした中でどれだけ流動性を全体として増していくかということとのバランスであるというふうに考えております。

それから、崎田委員から最後、ご指摘のあった沖縄につきましては、少なくとも常時バックア

ップと電発電源の切り出しというのが27ページにあるとおりに可能なんですけれども、市場を活性化するというのが、沖縄に取引所をつくれれば別ですけれども、現状ではそういう見通しもないという中では、電源アクセス策については、少し別の考え方をする必要はないかというふうに考えております。いずれにせよ、ここについてももしっかりご指摘いただいたように、需要家の方々が選択できるような環境を整備していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

では、監視委員会のほうからお願いします。

○新川電力・ガス取引監視等委員会総務課長

監視等委員会総務課長の新川でございます。大橋委員から監視の体制の話、それから松村委員から監視の手法の話、斉藤オブザーバーから沖縄の監視の話、柳生田オブザーバーから監視の重要性についてご指摘をいただいたと理解しております。

どういう行為類型がどう不適切な取引となるかというのは、今後の詳細設計の次第で変わってくる面もあるかと思っておりますが、私ども委員会は電力の適正な取引の確保が役割でございますので、監視のあり方については今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではよろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に進ませていただきたいと思います。

資料5「今後の進め方について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○曳野電力需給・流通政策室長

ありがとうございます。それでは資料の5「今後の進め方について」という資料、ご説明させていただきます。

まず1ページをごらんください。各制度の導入時期の考え方ということで、第2回の小委員会、11月11日の小委員会、それから前回のワーキンググループにおける議論を通じて、現在検討中の制度については総合的な判断に基づいて可能な限り導入時期の整合を図っていく必要があるという考え方は共有されていると認識をしております。他方で、個別の状況に鑑みて、早く措置できるものはできるだけ早く導入していくという意見もいただいておりますところ、基本的な考え方を以下に整理をしております。

まず1つ目ですが、まず前提として、今後も引き続き詳細制度設計、あるいはシステムの対応といったものを行う必要がございます。導入に当たってトラブル等が起きれば、非常に問題でございますので、円滑な導入に向けて、それぞれの制度が2020年度を目安に導入を目指すということを想定して、詳細な検討を進めるということを原則とし、それぞれの事情等に鑑みて、導入時期を前後させるというのを基本的な考え方としてご提案申し上げます。

その上で、幾つか個別の事情等を鑑みますと、まず非化石価値市場というものについては、FIT法改正に伴って、取引所経由の販売が来年度から開始されるということでございますので、こちらの市場のFIT電源についての市場については2017年度中の開始を目途とし、非FIT電源については、FIT電源の取引開始をできるだけ早い時期に取引を開始できるよう努めていく。

それから、連系線ルールの見直しにつきましては、2019年に北本連系設備の増強が予定されておりますので、遅くともそれまでに導入する必要があると考えられます。技術的な観点からは、システムの信頼性等に特段の支障がない限り、最速2018年4月から導入可能であるというふうに広域機関のほうでも精査いただいておりますので、2018年度の早い段階での導入を目指すということ、ただし、今後の投資活動に与える影響の観点などを踏まえて、一定の経過措置を設けるということでございます。

同様にエリア間の値差ヘッジ商品につきましては、このベースロード電源市場の設計次第では値差リスクを負うということになりますので、ベースロード電源市場による市場活性化を見据えて、それと同時、もしくはそれ以前に導入を行うということ。

最後に、ベースロード電源市場と容量市場につきましては、容量市場は卸電力市場に電力取引が移行する中で必要な仕組みであること。また、このワーキング等の議論の中でも、まずは活性化をしっかりと進めるべきだという議論がございましたので、まずはベースロード電源市場を、容量市場よりも先行させることでどうかということでございます。

以上、申し上げたことを踏まえて、図にしましたのが2ページでございます。ここで星の、塗り潰したものが導入の目標。それから中抜きの星が導入の目安ということで、より、この「導入目標」のほうがより、コミットメントの度合いの高いものとして想定しております。ベースロード電源市場については、受け渡しの開始を2020年度に行えるよう、前年度には取引を開始する必要があり、また、少なくともそれと同時期には、エリア間の値差のヘッジ商品を導入する必要があるであろうということでございます。また、通常の間接オークションについては2018年度に導入ということを想定しております。

また、ベースロード電源を先行させる形で、容量市場については2020年度を目安とした取引を開始。ただし、実際の容量の契約としての実施の期間というのはそれよりも後ろになってくると

ということが想定されます。

次に、非化石価値取引市場については、先ほど申し上げたとおり、2017年度にF I T電源を開始し、こちら、全非化石電源については2019年度としておりますが、これは太陽光発電の余剰買取のF I T期限切れが2019年度であることから、ここに置いておりますけれども、もし可能であれば前倒しということも、論理的にはあり得るというふうに考えております。

それから先ほど、監視等委員会から説明のありましたグロスビディングについては2017年度に開始すること。リアルタイム市場については、調整力公募の実施状況を踏まえて詳細設計を行い、2020年度に市場を創設できる形での検討を進めていくということが適切と考えているところでございます。

3ページについては前回の議論でございますので、説明を割愛させていただきます。

それから4ページでございます。広域機関との関係ということで整理をさせていただいております。容量市場は、これまでの議論の中で、集中型のシステムを軸に検討していくということで議論させていただいておりますけれども、この管理に当たっては、全電気事業者が加入する中立機関であること、また、供給計画の取りまとめを行って、全国大での供給予備力強化等に知見があり、また責任を持っていただいているといった理由から、広域機関が市場管理者等として、この一定の役割を果たすということが期待されるところでございます。

また、今後、容量メカニズムについては、その導入に向けて詳細な設計を、かなり詰めていく必要があると考えております。かなり複雑な中身も含めて論点があると思いますけれども、こうした技術的な事項も含めて、広域機関においても検討をいただきまして、検討された制度設計案については適切なタイミングで国が関連する審議会等でご審議をいただくということで、進めていければと考えております。その結果として、国としての必要な制度の見直し、あるいは広域機関内でのルールへの反映といったことが想定されるわけでございます。

最後に、これまでのご議論いただいた内容の今後の取り扱いについての事務局案をお示しさせていただいております。これまで5回にわたって、ワーキンググループにおいてさまざまな市場設計、あるいはルールについてご議論いただいております。これにつきまして、各制度ごとに制度の意義、それから基本的な考え方、それからそれぞれの関係性も含めた留意事項等の観点に基づいて、事務局において、一旦整理をさせていただきまして、今後小委員会における議論も経て作成される中間取りまとめの中に反映するという進め方をご提案させていただきます。今回、ワーキングにご参加いただいている委員の大部分には、小委員会にもご参加いただいておりますけれども、ワーキングのみご参加をいただいている委員の方々には、個別にご相談をさせていただくという形で進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました今後の進め方につきまして、ご質問、ご意見ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは廣瀬委員、お願ひいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。基本的な考え方としまして、各制度共通に、2020年という目安を設定されたということは大変結構かな、その各事業者、それぞれお立場がありますから、各事業者の公平性という観点から、共通の目安として2020年を設定されたのは望ましいことかなというふうを考えます。

例えばですけれども、ベースロード電源市場と容量市場ではタイミングが、この2ページの図ではずれた形にはなっておりますけれども、まあ、目安として共通の、その2020年度にはというものがあれば、どちらかが大幅におくれてしまうという不公平感もなくなるはずですので、納得できる形におさまるのかなというふうを考えます。

それともう一つは、それぞれ制度設計でありましたり、それに対応したシステム導入にはそれなりの時間がかかるかと思っておりますので、無用なトラブルを防止する観点から、万事余裕を持って準備を進めていただければなというふうに思います。

とりあえず、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは大橋委員、お願ひいたします。

○大橋委員

1点だけですけれども、前の資料のところに、「先渡し・先物」という資料が入ったんですけれども、この資料に先物がないなと思って。議論の収束するめどが立たないとすると21年度以降になっちゃうのかもしれないですけれども、先物を入れるとすれば、タイミング、あるいは将来の課題としてでもいいんですけれども、何か記載を、先物について残していただくのはどうかというふうに思ったというところでございます。

○横山座長

ありがとうございました。

では、小川さんからお願ひします。

○小川電力市場整備室長

先物市場についてお答え申し上げます。今、先物市場については、これまでもできる限り早期にということで、今、関係部局とも調整しておりますけれども、現時点で具体的な時期を明示できないことから、この資料には載せておりません。他方、今ご指摘もありましたことから、最終的に何らかの形で位置づける方向で検討していきたいとは考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員

ありがとうございます。各制度の導入の時期の考え方に関しては、例えばベースロード電源市場を先に導入しから容量市場とか、理屈どおりいろいろ考えていただいておりますので、こういう流れでと思っておりますが、1つだけ、きょうのテーマではありませんが、非化石価値取引市場のことで、コメントをさせていただきたいと思いました。

2017年にF I Tは先に、もう認証制度ができているので開始するという流れは、これで賛成です。それで、それ以外のものに関しても、非F I T電力が19年には市場に出てくるということを考えれば、この時期に合わせるということ、考え方自体も賛成をしておりますけれども、このときの認証の仕組みをつくと以前の資料に出ていると思うんですが、その認証の仕組みというのをどうつくるのかというのは、きっと別途にきちんと検討していかなければいけないことだと思っています。

それで、国内市場、いわゆる高度化法の44%の対応のために非化石価値を取引するという、国内法対応ということだけを考えれば、簡易な仕組みでやっていただいても構わないのかとは思いますが、これはパリ協定上の日本のマイナス26%を達成するために、各ステークホルダーがどのような取り組みをしたかという、国連機関、あるいはパリ協定の実施チームに報告するときに、世界的にきちんと示す書類に入っていくんだと思いますので、そういうときにこういう認証の制度というのが一体どういうものを使っているのかというのは、ある程度の信頼感があったほうがいいと思いますので、経産省の皆さんの中で扱っておられるいろんな制度がたくさんあると思いますので、きちんとお考えいただければありがたいと思います。

JABのGHG認証の技術委員会に、数年前から関わっており、あそこまでやるのは国際的な取引市場対応という視点かもしれませんが、やはりある程度のところを想定していないといけないかと思って発言をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○横山座長

ありがとうございました。

後ほど非化石価値の認証については、曳野さんのほうからお願いしたいと思います。

それでは秋山さん、お願いいたします。

委員の方が。では、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

さっき言うべきだったのかもしれませんが、ベースロード電源市場、どうして2020年なんてこんなんびりしたスケジュールなのかというか、どうしてこんなに時間がかかるのだろうかというの正直不思議に思っています。

ただ、一方で、確かに詳細のところ、先ほども長い期間のものが欲しいとかという意見もあり、長い期間のものだと、今回の提案のような燃調なしだとかも難しいでしょうし、リスクをどう織り込むのか、いろいろ難しい問題は確かにあると思います。だからそういうことまで全部応えようとする2020年なのかなと思っています。このまま1年物だけで、燃調もなしで、こんなスケジュールでやるなら、こんなに時間がかかることは理解できない。難しい問題があるから2020年という目安になっている。しかし、これはあくまで目安だから、難しい問題が出てきたから21年、22年、23年に延びていくということに決してならないように、これはかなりの時間の余裕を持ったスケジュールだということを認識した上で、賛成と言わせていただきます。

それから、先ほどの、これも言うべきだったのかもしれませんが、相対契約の見直しだとかに関しては、もちろんベースロード市場をつくるための前提としてとても重要ですが、早く見直してその結果として早く市場に出てくれば、それはベースロード市場がまだできていなくてもメリットのあることです。2020年を待たず、できることはできるだけ早くやっていただきたい。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは秋山さん、お願いします。

○秋山オブザーバー

ありがとうございます。では、今後の進め方について2点、コメントをさせていただきたいと思えます。

松村委員からお話もありましたが、ベースロード電源市場の創設というのが、今この表でいきますと2020年度中に予定されております。今年度全面自由化に伴ってたくさんの事業者が参入し

てきましたが、これが競争に疲れ切ってしまうから市場が整備されても、せっかくの制度が台無しになってしまう可能性もありますので、やはり競争状況の活性化という観点からも、可能な限りの前倒しをお願いしたいと考えてございます。

本日の議論にはありませんが、この2ページの表にあります非化石のところでございます。こちら、従前も申し上げましたが、やはり旧一般電気事業者が持っている大型の水力ですとか原子力、こういったものを含む全非化石電源の取引目安というのが、この表でいきますと2019年度中目安となっております。こちらにつきましては、先ほどご説明で前倒しもという話もありましたが、やはりこの議論をするのと、それに先立ちまして、高度化法について、旧一般電気事業者と、我々新電力の間で公平な義務の履行の手段についての環境整備、こちらに向けての議論というのがまずは必要ではないかと考えてございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは柳生田さん、お願いします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。我々新電力として、1年とかよりは長い期間の商品を希望したいという背景には、例えば1年物のベースロード電源を我々が手にしたときに、それを小売に活用するかという面で考えますと、お客さんには契約自動更新で複数年に亘って供給するという前提になりますから、1年だけ安い電源が手に入ったから、お客様の料金を下げるという行動にはなかなか移りにくいと思っています。そうすると、結局、1年物の入札案件ですとか、そういうためだけにしか使えない電源になってしまうということになります。そういうお客様のためにはいいのかもしれないですけれども、基本的には小売で、長年に亘って供給したいということを思いますと、結局安く手に入った分が小売価格に反映されず、小売事業者のポケットに入ってしまうといった懸念もあるので、その商品の年数の設定に関してはそういったことが、100%そういう事象が起こらないというのは難しいのかもしれませんが、小売事業者に利するようなことだけにしかならないように配慮して頂きたいと思っております。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは鍋田さん、お願いします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。2ページの各制度の導入時期についてなんですけれども、各制度と各

制度の関係のようなところは非常に上手に整理をされていると思っています。

あと、各制度の中で、これ細かい話なのかもしれませんが、例えばベースロード電源市場というところを見ていただきますと、取引の開始から受け渡し、これでいくと1年ぐらいあるわけですけれども、ベースロードの、細かくなりますが、例えば燃料調達とかいうことを考えてみますと、やはり受け渡しまでの時間に少し時間をいただいたほうが、燃料調達であったり、量を調整するとかということがスムーズにできますので、それぞれの制度の中でも事業者のほうから意見を聞いていただいitてつくっていただければと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは斉藤さん、お願いします。

○斉藤オブザーバー

すみません、1点だけコメントさせていただきます。

我々事業者としては、やはり今回こういうような場を設けていただいて、事業者の立場としていろいろ意見を述べさせていただける、非常に大変ありがたい場だと思っております。今後の詳細設計につきましても、ぜひそういうような場とかチャンスをいただいたらというふうに思っております。今後決まってくる具体的な各数字ですとか、スケジュール、そして必要に応じた移行措置期間の設定などというのは、まあ我々にとっても非常に大きなものではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、曳野さんのほうから何かありましたらお願いします。

○曳野電力需給・流通政策室長

ありがとうございます。スケジュールにつきましては、あくまで、導入の目安という形でございます。スケジュールありきで、うまくシステム対応等、詳細設計がうまくいかないということになっては困ると思っておりますけれども、少なくともベースロード電源市場については、卸の活性化が喫緊の課題であることを踏まえて、遅くとも2020年度に始められるようにしっかり検討を進めていくという趣旨で書いてございます。

あわせて、松村委員から相対契約の見直しも含めて、早く取引したほうがメリットがあるというようなご意見もいただきました。2017年度から2019年度は何もする必要がないということでは

ないというふうに考えておりました、例えばこれは個別にはご要望いただいておりますけれども、例えば17年度から19年度に取引をした場合には、20年度以降に供出量を求める量に対して、工夫を行うといったような仕組みで、緩やかに新たな制度に入っていけるような工夫がもしできるかできないか、詳細について検討してまいりたいと思っております。

それから、昭和シェル柳生田さんからご意見いただいて、むしろ小売のポケットに入っただけは無意味というようなご意見もありましたけれども、まさしくそういうご意見が新電力のサイドの方々からいただいたのは大変ありがたいと思っております、まさにこの制度は競争を通じて需要家の方々にメリットが行くということが何よりも大事なことだというふうに考えておりますので、制度設計において、「さや抜きビジネス」のために何か我々が制度をつくるわけでは全くございませんので、しっかり工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

また、中部電力鍋田さんからご意見をいただきましたけれども、旧一般電気事業者、それから新電力をも含めた事業者の方々のニーズはしっかり伺った上で、商品の設計などの詳細については詰めていく必要があると考えております。

それから、崎田委員からございました認証の仕組みにつきましては、現行のFITにおいてはそこの中で認証が行われて、少なくとも何か現状において、再生可能エネルギーではないものの発電が何か認証されて、お金が払われているというような事例は、私ども発生はしていないというふうに承知をしています。けれども、海外の事例、あるいは国内の今の制度の設計のあり方なども参考にしながら、詳細は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、時間もまいりましたので、進め方につきまして、ちょっと確認をさせていただきますが、本日は事務局から2点の提案がございました。1点目は、本日の議論も含めまして、これまで本ワーキンググループにて議論させていただきました内容につきまして、事務局において整理をしていただき、今後、小委員会における議論も経て作成されます中間取りまとめの中に反映するというところでございます。

それから2点目は、容量市場につきまして、今後広域機関においても詳細な検討を並行して行っていただく。そして国の適切な審議会等でまた審議をするということの、この2点の進め方につきましては、特にご異論はなかったというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局より今後のスケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。

○曳野電力需給・流通政策室長

ありがとうございます。本日までのワーキンググループでの議論につきましては、事務局にて取りまとめ、今週9日、金曜日の小委員会にご報告をさせていただければというふうに思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第5回の市場整備ワーキンググループを終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後 12時03分 閉会